

## 地震火災総合訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	<p>震度6強以上の地震の発生を仮定して、予想される被害を決める。</p> <p>(1) 消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。</p> <p>(2) 防火対象物内で火災、救助事象が各1件以上発生した想定とする。(同一地区内では火災、救助事象のいずれか1件のみの発生とする。)</p> <p>(3) 同時並行で各地区隊で火災、救助事象の対応を行う。</p> <p>(4) 出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。</p> <p>(5) 救助事象にあつては、災害の程度に応じて事故の発生場所、事故の内容、けが人の数と程度を決める。</p> <p>(6) 介助等を必要とする者に対する避難誘導及び救出活動を取り入れる。</p>
1 身体防護	<p>落下物等から身体を守る措置行動を行う。</p> <p>緊急地震速報を活用する場合は、緊急地震速報の受信により身の安全を確保する。</p>
2 出火防止措置	<p>火気使用設備器具の熱源遮断措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの元栓閉鎖</li> <li>・ 液体燃料供給の遮断</li> <li>・ 電源の遮断</li> </ul>
3 危険物品に対する応急措置	<p>危険物品の流出、漏えい防止の措置を行う。</p>
4 被害状況の把握	<p>(1) 各地区隊は、建物内の被害状況、活動状況を自衛消防隊本部に報告する。</p> <p>(2) 防火対象物自衛消防隊長は、建物全体の被害状況、活動状況を把握し、地区隊間の応援の指示を行う。</p> <p>(3) 人的被害状況を把握し、逃げ遅れの有無、避難した者の状況確認を行うとともに、必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。</p>
5 情報収集と伝達	<p>(1) 情報の収集及び提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ、ラジオ等を活用し、発生した地震の概要、交通機関の運行停止状況など、正確な情報の取得に努め、適宜在館者に伝達を行う。</li> </ul> <p>(2) 防災センター、自衛消防隊長との連携及び自衛消防隊本部の任務を確認する。</p> <p>(3) 電話機、放送設備の機能停止の場合の情報伝達を行う。</p>
6 エレベーターの閉じ込めの確認	<p>(1) エレベーターが途中で停止している場合、閉じ込められた人がいないか、インターホン等により確認する。</p> <p>(2) 停止場所、閉じ込められた人数、けがの有無等を確認した後、エレベーター管理会社へ連絡する。</p> <p>(3) 行った措置について閉じ込められた人に伝達する。</p>
7 消防機関への通報	<p>(1) 消防機関へ通報する。</p> <p>(通報内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の種別</li> <li>・ 防火対象物の所在</li> <li>・ 防火対象物及び事業所の名称、目標</li> <li>・ 災害の発生場所、燃焼物</li> <li>・ けが人、避難を要する者の有無</li> </ul>

	<p>(2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内線電話、加入電話</li> <li>・ 内線電話相互</li> <li>・ 訓練用通報装置</li> <li>・ 火災通報装置</li> </ul> <p>(3) 119 番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。</p>
8 館内への連絡	<p>(1) 館内の自衛消防隊員に災害の発生場所、程度の状況を連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要により現場確認前と後の情報に区分する。</li> <li>・ 必要により暗号、隠語を使用する。</li> </ul> <p>(2) 連絡、伝達には次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メガホン、携帯用拡声器</li> <li>・ 非常ベル、自動式サイレン</li> <li>・ 放送設備</li> <li>・ 自動火災報知設備</li> <li>・ 業務用放送設備、インターホン</li> <li>・ 内線電話</li> </ul>
9 火災発生場所の確認	<p>(1) 火災の発生は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出火点として、旗又は灯火等の目印を置く。</li> <li>・ 自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置（起動ボタン）を押す。</li> </ul> <p>(2) 自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。</p> <p>(3) 放送設備、インターホン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機の設置場所等から現場確認に向かう。</p> <p>(4) 出火場所に至って、現場の状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。</p>
10 初期消火	<p>(1) 消火器具の搬送、操作を行う。</p> <p>(2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、又は動力消防ポンプ設備で消火活動の操作を行う。</p> <p>(3) その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。</p> <p>※ 実際に消火水、消火剤の放出を行う場合は、一連の活動とは別に実施することでもよい。</p>
11 避難誘導等	<p>(1) 放送設備等を活用して、在館者に被害状況の伝達を行うとともに、避難経路、使用する階段を具体的に指示する。</p> <p>(2) 避難経路に適宜誘導員を配置し、避難を誘導する。</p> <p>(3) 防火区画、防煙区画、排煙区画の操作を行う。</p> <p>(4) 避難器具等を使用した避難を行う場合は、十分な安全措置を図った上で行う。</p> <p>(5) 指定場所への避難方法、避難経路を確認する。</p>
12 救出・救護	<p>(1) オフィス家具類の転倒又は建物の倒壊により下敷きになった者や、脱出できない者の救出要領を確認する。</p> <p>(2) 自己事業所で保有する救出のため活用できる、バール等の資器材等を活用した救出措置を行う。</p> <p>(3) 救護所等を設置し、救出者等の救護を行う。</p>